

介護保険料(特別徴収)の  
4月からの納付額

2月に特別徴収(公的年金から差し引き)されている人は、4月から8月までは、下の表のとおり仮徴収による納付になります。

●**公的年金からの特別徴収による納付**  
例：令和7年度の年間保険料が60,000円で本年2月分が12,000円だったとき

| 納付月  | 4月        | 6月 | 8月 | 10月      | 12月 | 令和8年2月 |
|------|-----------|----|----|----------|-----|--------|
| 金額   | 各月12,000円 |    |    | 各月8,000円 |     |        |
| 納付方法 | 仮徴収       |    |    | 本徴収*     |     |        |

※決定した年間保険料から仮徴収分を差し引き、3回に分けた金額

☎長寿福祉課☎(88)8117

老人クラブ会員・活動団体の募集

老人クラブは、おおむね60歳以上の人を会員とし、高齢者の仲間作りを促進するために組織された団体です。健やかで充実した生活が送れるよう、趣味や特技を生かした教養・スポーツ活動や地域



への奉仕活動などを行っています。

市では、老人クラブに補助金を交付し、活動を支援しています。

新規設立や入会は、長寿福祉課にお問い合わせください。

☎長寿福祉課☎(94)2162

熱中症を予防しましょう

4～5月でも最高気温が25℃以上の夏日や30℃以上の真夏日となることがあります。体がまだ暑さに慣れていないため、熱中症になりやすくなります。気温や湿度が高い日は、次のポイントを参考に熱中症を予防しましょう。

**熱中症予防のポイント** ●天気予報などで気温や湿度を把握 ●室温を測定し、エアコン・扇風機で温度をこまめに調節 ●体を締め付けけない涼しい服装で、外出時は日傘・帽子を着用 ●喉の渇きを感じていなくても、水分・塩分を補給



熱中症予防

☎健康づくり課☎(88)8123

国民年金保険料のスマホ決済が  
利用できます

本年度の国民年金保険料は、月額17,510円です。

**納付方法** 現金、口座振替、クレジットカード、スマートフォンアプリを使用



**必要な物** 納付書

**対象決済アプリ** ●auPAY ●d払い ●PayB ●PayPay ●楽天ペイ ●AEONPay

**スマホ決済の流れ**

- ①対象の決済アプリで納付書に記載されているバーコードを読み取る
  - ②決済内容を確認
  - ③パスワードを入力し納付完了
- ☎郡山年金事務所☎024(932)3434



年金ポータル

重度心身障がい者への交通費助成

☎次のいずれかを所持する人

▶身体障害者手帳1級(上肢、下肢、体幹、視覚障がいの人は2級)

▶療育手帳A

▶精神障害者保健福祉手帳1級

※人工透析患者通院交通費助成に該当する人を除く

☎1枚500円の利用券を24枚交付

▶年度途中の申請は、申請月を含む年度内の残りの月数に相当する枚数を交付

▶タクシー券、自動車燃料券のどちらにも利用可



☎他申請に必要な物など詳しくは、社会福祉課にお問い合わせください。

☎・☎社会福祉課☎(88)8112

UR都市機構フォトコンテスト2025

☎国内在住の人(写真家として報酬を得ている人を除く)

☎東日本大震災からの復興支援の一環として、東北の「今」を伝える写真など

☎メール、郵送、Instagram

**宛先** 〒135-0016東京都江東区東陽2-4-24 サスセンター2階[UR都市機構フォトコンテスト2025]事務局

みんなで支え合う国民年金

国民年金には、老齢基礎年金のほかに、次の給付制度があります。

**障害基礎年金** 国民年金に加入中または20歳未満のけがや病気で障がいがあり、政令で定められた1～2級の障がいと認められたときに支給されます。

**遺族基礎年金** 国民年金に加入中または老齢基礎年金の資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子(18歳になった最初の3月31日まで、または20歳未満で障がいの状態にある子)」に支給されます。

☎それぞれの受給要件など詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。  
☎保険年金課☎(88)9137

ヘルプマークを知っていますか？

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人や妊娠している人など、外見からは分からなくても、援助や配慮が必要なことを周囲に知らせるための目印となるものです。



マークを見掛けたら、電車内で席を譲る、困っているときには声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークは、社会福祉課で配付しています。

☎社会福祉課☎(88)8112

☎(88)8119

☎shafuku@city.sukagawa.lg.jp

☎5月23日(金)

※消印有効

☎他応募方法など詳しくは、UR都市機構ホームページをご覧ください。

☎UR都市機構フォトコンテスト2025事務局☎03(3644)0031

☎ur-pas@urlk.co.jp



UR都市機構ホームページ

物価高騰重点支援給付金の  
申請期限は5月30日(金)

物価高騰による影響を軽減するため、対象世帯に給付金を支給しています。

該当すると見込まれる人には、あらかじめ申請用紙をお送りしていますので、内容をご確認の上、期限までに申請してください。

**対象世帯** 次の全てを満たす世帯

▶令和6年12月13日時点で本市に住民登録がある

▶世帯全員が令和6年度住民税非課税である

※令和6年度住民税課税者の扶養親族のみで構成されている世帯、令和6年度住民税未申告者がいる世帯などは、対象となりません。

**給付額** 1世帯当たり3万円

※対象世帯に平成18年4月2日以降に生まれた子どもがいるときは、1人当たり2万円を加算

**申請期限** 5月30日(金)

**問い合わせ** 給付金コールセンター☎(75)5551

☎社会福祉課☎(88)8111



百歳賀寿



佐藤ミサ子さん

(江花・大正14年2月7日生まれ)

手話を学んで生活に生かしてみませんか？

**手話奉仕員養成講座**

**時**4月24日～令和8年1月15日の火～木曜日と第3土曜日(全42回)

▶火～木曜日 午後6時30分～8時

▶土曜日 午前10時～11時30分

☎市役所2階「ウルトラ会議室」ほか

☎インターネットが利用でき、初めて手話を学ぶ人

☎20人

☎手話による日常会話を習得し、手話奉仕員として活動する人を養成

**講師** 須賀川地方聴力障害者会、手話サークルあゆみ会

**申**市ホームページ、電話、FAX、メールで申し込み  
**締**4月15日(火)

▶テキスト代 4,290円

▶動画視聴サイト利用料 1,760円

**登録手話奉仕員の募集**

聴覚障がい者のコ

ミュニケーション支

援のため、手話奉仕

員を募集しています。

☎聴覚障がい者(ろう者)と日常的な会話ができ、手話通訳を行える18歳以上の人(高校生を除く)

☎聴覚障がい者が、医療機関などで手話通訳を必要とするとき、同行して手話通訳を行う



手話奉仕員養成講座



**手話出前講座**



手話の普及と聴覚障がい者への理解を深めてもらうため、初心者でも分かりやすく手話を学べるよう、学校や企業、団体などへ講師を派遣しています。

**時**午前9時～午後8時の間で、1回当たり90分程度(要相談)

**場**受講団体が用意する場所

**対**●保育施設、幼稚園 ●小・中・義務教育学校、高校 ●町内会などの地域活動団体 ●医療機関、福祉施設 ●民間企業 ●消防署などの行政機関 など

☎手話や聴覚障がいに関することで、受講団体の希望に合わせた内容  
**講師** 須賀川地方聴力障害者会、手話サークルあゆみ会

**申**講座希望日の約2週間前までに、電話、FAX、メールで申し込み

☎社会福祉課☎(88)8112

☎(88)8119

☎shafuku@city.sukagawa.lg.jp

すこやか通信

守ろう、子どもの歯！

乳歯のむし歯は永久歯にも影響するので、適切な予防が大切です。

乳歯は、永久歯に比べてエナメル質が柔らかく

薄いため、むし歯になり

やすいです。また、むし

歯になると「進行が早い

」という特徴があります。

**歯磨きのポイント**

▼歯が生えていない時期

は、手の平で頬や唇を

触ったり、温かいタオル

で口の周りを拭き、口に

触れることに慣れさせる

▼下の前歯が生えてきた

ら(生後6カ月頃)、仕上

げ磨きを始める。1日1

回、機嫌の良いときに行

い、慣れてきたら朝晩2

回行う

▼3歳頃から、食事の後

には、子どもに歯ブラシ

を持たせ、歯磨きを習慣

化させる

※仕上げ磨きは、小学2

年生くらいまで保護者が

丁寧に行う

**食生活のポイント**

▼食事やおやつ時間を決める

▼糖分が含まれる飲み物の飲みすぎに注意する

**フッ化物を利用しよう**

歯磨きや食生活と合わせて、歯の質を高めるために、フッ化物入りの歯

磨き粉の使用や、歯科医

院での塗布などをおすすめします。

市では、1歳から3歳

7カ月未満のお子さんに

「幼児フッ化物歯面塗布

事業」を行っています。

歯科検診や歯磨き指導も

含まれ、5回分まで1回

500円で受けることが

できます。希望する人

は、直接、市指定の歯科

医院にお問い合わせくだ

さい。

☎健康づくり課

☎(88)8123